

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年8月10日

【四半期会計期間】 第27期第3四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

【会社名】 株式会社ストライク

【英訳名】 Strike Company,Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荒井 邦彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

【電話番号】 03-6848-0101(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員管理部担当 中村 康一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

【電話番号】 03-6895-6196

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員管理部担当 中村 康一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第26期 第3四半期累計期間	第27期 第3四半期累計期間	第26期
会計期間		自 2021年10月1日 至 2022年6月30日	自 2022年10月1日 至 2023年6月30日	自 2021年10月1日 至 2022年9月30日
売上高	(千円)	7,132,243	9,132,946	10,727,244
経常利益	(千円)	2,603,100	2,955,740	4,226,531
四半期(当期)純利益	(千円)	1,756,527	1,989,696	2,962,404
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	823,741	823,741	823,741
発行済株式総数	(株)	19,354,200	19,354,200	19,354,200
純資産額	(千円)	9,785,126	12,626,587	11,248,550
総資産額	(千円)	10,536,728	14,483,812	12,809,404
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	92.02	103.68	155.23
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	91.64		154.65
1株当たり配当額	(円)			40.00
自己資本比率	(%)	92.8	87.2	87.8

回次		第26期 第3四半期会計期間	第27期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	21.38	32.36

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。
3. 第27期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化に向けた動きが見られました。一方で、ウクライナ情勢の長期化による資源・エネルギー価格の高騰や、インフレ警戒による各国の金融引締めによる急激な為替変動等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&A市場は、経営者の高齢化が引き続き進む中で、後継者不在の中小企業が社外の第三者へM&Aによって事業承継を行う割合が増加しており、中長期的に拡大傾向にあります。「2023年版中小企業白書」によると、2022年に休廃業・解散した約5万社のうち5割超の企業は、直前期の決算が黒字であり、貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代の意欲ある経営者への事業承継を促進し、日本経済の持続的な成長につなげる取組が重要となっています。また、近年では事業承継目的だけでなく、事業の多角化や成長戦略を実現するための手段としてのM&Aが、中小企業においても広まりつつあります。加えて、政府は中堅企業等の成長促進のための重点3本柱の取組方針の一つとして「事業再生・M&Aを含む事業承継の促進」を挙げており、2023年6月には中小企業庁が「中小企業の成長経営の実現に向けた研究会 中間報告書」で政策的なM&A支援強化に関する方向性案が示されるなど、官民で中小企業のM&Aを推進するための取組が進んでいます。

このような環境下、営業面におきましては、対面とオンラインによるハイブリッド型セミナーの開催やWEB会議システムによる面談を活用し、新規顧客獲得や成約活動に努めてまいりました。また、業種別にWEB広告や提案型営業を展開し、幅広くM&Aニーズの発掘に取り組みました。さらに、スタートアップ企業と事業会社の提携促進を目的とした会員制サービス「S venture Lab.」では毎月交流イベントを開催し、スタートアップ企業のM&A市場の開拓等にも注力しました。

提携先との連携におきましては、九州北部、兵庫県西、沖縄の各税理士協同組合との業務提携を開始したことで、税理士協同組合等との提携は全国16団体、6万人以上の会員とのネットワークに拡大いたしました。また、提携先金融機関より人材を受け入れることで、提携先金融機関内におけるM&A人材の育成を担い、協業によるM&A支援体制の強化を行いました。

人員面におきましては、今後の業績拡大を図るため積極的な採用を進めたことで、当第3四半期累計期間においてM&Aコンサルタントを40名増員しました。

こうした取組のもと、当第3四半期累計期間における成約組数（1）は144組（前年同四半期134組）、成約件数（2）は285件（前年同四半期260件）となりました。大型案件（1組あたりの売上が1億円以上の案件）の成約は、20組（前年同四半期9組）となりました。新規受託（3）は484件（前年同四半期500件）となりました。

（1）成約組数：当社が仲介業務またはアドバイザー業務として携わったM&A取引数（ディールベース）。

（2）成約件数：当社が仲介業務またはアドバイザー業務としてM&A成約に至った契約件数（社数）。仲介業務の場合は1取引で売手1件、買手1件の計2件とカウントし、アドバイザー業務の場合は1取引で1件とカウント。

（3）新規受託：売手と仲介業務契約を新規に締結すること（アドバイザー業務の場合、契約を締結し、実質的に業務が開始されたこと）。

この結果、当社の経営成績は、成約組数は前年同四半期を上回り、大型案件も前年同四半期比で11組増加したことで、売上高は9,132百万円（前年同四半期比28.1%増）となりました。売上原価は、売上増加に伴うインセンティブ給与の増加や、M & A コンサルタントの増加に伴う人件費の増加等により3,115百万円（前年同四半期比29.1%増）、販売費及び一般管理費は、テレビCM放映等、営業活動強化のための広告宣伝費の増加や、本社増床による地代家賃の増加等により、3,069百万円（前年同四半期比45.0%増）となった結果、営業利益は2,947百万円（前年同四半期比13.3%増）となりました。これらの結果を受け経常利益は、2,955百万円（前年同四半期比13.5%増）となり、特別損失として投資有価証券評価損を15百万円計上した結果、四半期純利益は1,989百万円（前年同四半期比13.3%増）となりました。

当社の成約組数、成約件数、新規受託及び売上高の第3四半期実績と当初計画は次のとおりとなります。

	2023年9月期 第3四半期 (実績)	2023年9月期 (計画)	2023年9月期 (達成率%)
成約組数(組)	144	277	52.0
成約件数(件)	285	540	52.8
受託案件(件)	484	756	64.0
売上高(百万円)	9,132	15,266	59.8

なお、当社はM & A 仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

財政状態の分析

(資産の部)

当第3四半期会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べ936百万円増加し、11,793百万円となりました。これは主として、未収還付法人税等が942百万円、未収消費税等の減少等によりその他流動資産が854百万円それぞれ減少したものの、現金及び預金が2,712百万円増加したことによるものであります。

当第3四半期会計期間末の固定資産は、前事業年度末に比べ737百万円増加し、2,690百万円となりました。これは主として、本社増床に伴う建物附属設備の増加等により有形固定資産が359百万円、関係会社株式や投資有価証券の増加等により投資その他の資産が373百万円それぞれ増加したことによるものであります。

(負債の部)

当第3四半期会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べ169百万円増加し、1,730百万円となりました。これは主として、前事業年度末の未払賞与の支給等によりその他流動負債が1,077百万円減少したものの、未払法人税等が562百万円、賞与引当金が702百万円それぞれ増加したことによるものであります。

当第3四半期会計期間末の固定負債は、前事業年度末に比べ127百万円増加し、127百万円となりました。これは長期未払金が127百万円増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当第3四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ1,378百万円増加し、12,626百万円となりました。これは主として、利益剰余金が配当により765百万円減少したものの、四半期純利益により1,989百万円増加したほか、新株予約権の行使により自己株式が178百万円減少したことによるものであります。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が事業上及び財務上対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,354,200	19,354,200	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準株式であります。 また、1単元の株式数は100 株であります。
計	19,354,200	19,354,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年6月30日		19,354,200		823,741		801,491

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 151,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,193,800	191,938	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 9,200		
発行済株式総数	19,354,200		
総株主の議決権		191,938	

(注)単元未満株式には、当社保有の自己株式94株が含まれております。

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ストライク	東京都千代田区大手町一 丁目2番1号	151,200		151,200	0.78
計		151,200		151,200	0.78

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2022年10月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当第3四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,542,139	11,254,822
売掛金	405,227	446,863
未収還付法人税等	942,038	
その他	969,867	115,745
貸倒引当金	2,431	24,001
流動資産合計	10,856,840	11,793,430
固定資産		
有形固定資産	373,714	732,943
無形固定資産	5,729	10,423
投資その他の資産		
その他	1,590,269	1,963,513
貸倒引当金	17,150	16,500
投資その他の資産合計	1,573,119	1,947,013
固定資産合計	1,952,564	2,690,381
資産合計	12,809,404	14,483,812
負債の部		
流動負債		
買掛金	138,807	119,397
未払法人税等		562,680
契約負債	13,038	14,471
賞与引当金		702,151
その他	1,409,008	331,496
流動負債合計	1,560,854	1,730,197
固定負債		
その他		127,026
固定負債合計		127,026
負債合計	1,560,854	1,857,224
純資産の部		
株主資本		
資本金	823,741	823,741
資本剰余金	801,491	801,491
利益剰余金	10,233,233	11,432,878
自己株式	612,334	434,060
株主資本合計	11,246,131	12,624,051
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,298	2,536
評価・換算差額等合計	1,298	2,536
新株予約権	1,119	
純資産合計	11,248,550	12,626,587
負債純資産合計	12,809,404	14,483,812

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2021年10月1日 至2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2023年6月30日)
売上高	7,132,243	9,132,946
売上原価	2,413,206	3,115,751
売上総利益	4,719,037	6,017,195
販売費及び一般管理費	2,117,347	3,069,914
営業利益	2,601,689	2,947,280
営業外収益		
受取利息	120	122
受取配当金	340	2,015
受取損害賠償金	1,800	5,830
還付加算金		8,551
その他	150	297
営業外収益合計	2,410	16,816
営業外費用		
投資事業組合運用損		8,356
自己株式取得費用	999	
営業外費用合計	999	8,356
経常利益	2,603,100	2,955,740
特別損失		
投資有価証券評価損		15,400
特別損失合計		15,400
税引前四半期純利益	2,603,100	2,940,339
法人税、住民税及び事業税	814,829	1,149,227
法人税等調整額	31,744	198,584
法人税等合計	846,573	950,643
四半期純利益	1,756,527	1,989,696

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、この変更による当第3四半期累計期間の四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	45,196千円	64,399千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年12月23日 定時株主総会	普通株式	612,037	32.00	2021年9月30日	2021年12月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2022年1月28日開催の取締役会決議に基づき、自己株式116,200株の取得を行っております。この自己株式の取得等の結果、当第3四半期累計期間において自己株式が438,996千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が912,393千円となっております。

当第3四半期累計期間(自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	765,629	40.00	2022年9月30日	2022年12月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、M & A 仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
基本合意報酬	372,750	461,101
成約報酬	6,730,992	8,644,145
その他	28,500	27,700
合計	7,132,243	9,132,946

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	92円02銭	103円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	1,756,527	1,989,696
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,756,527	1,989,696
普通株式の期中平均株式数(株)	19,088,697	19,191,056
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	91円64銭	
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	79,208	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第3四半期累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年 8月10日

株式会社ストライク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 椎 名 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和 久 友 子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライクの2022年10月1日から2023年9月30日までの第27期事業年度の第3四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年10月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ストライクの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー 手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。